

# 日向市業務継続計画

平成31年3月（改訂）

宮崎県日向市

# も く じ

第1章 業務継続計画の基本的考え方	1
1. 業務継続計画とは	1
（1）非常時優先業務とは	1
（2）業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係	1
2. 業務継続計画策定の効果	3
第2章 業務継続計画	4
1. 業務継続計画の基本方針と対象組織	4
（1）業務継続の基本方針	4
（2）対象組織	4
（3）計画の発動	4
2. 被害状況	4
（1）想定する危機事象	4
（2）地域の被害状況	5
（3）本庁舎等（対象施設）及びその周辺の被害状況	6
3. 非常時優先業務	7
（1）非常時優先業務の対象期間	7
（2）対象業務の範囲	7
（3）非常時優先業務の選定	8
（4）対象業務及び開始・再開時期	9
（5）非常時優先業務の選定結果	10
4. 非常時優先業務の実施体制	10
（1）非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統	10
（2）職務代行	10
（3）職員の参集体制	11
（4）緊急連絡先	11
5. 必要資源に関する分析と対策	11
（1）必要資源の確保状況の確認と対策	11
（2）非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	14
6. 緊急時の対応手順（行動計画）	21
7. 業務継続に伴う支援の受入体制等について	22
第3章 業務継続計画の継続的な改善	23
1. 教育・訓練等	23
（1）訓練（計画的に実施）	23
2. 点検・是正	23

# 第1章 業務継続計画の基本的考え方

## 1. 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、モノ、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、あらかじめ優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

市の防災対策を定めた計画としては、「日向市地域防災計画」があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、市役所自体が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

### (1) 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（以下「応急業務」という。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象になる。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

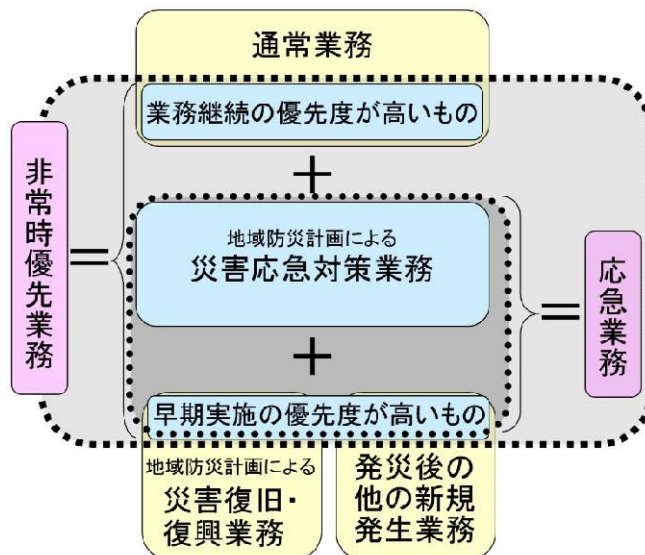


図 1-1 非常時優先業務のイメージ

### (2) 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められているが、市役所の職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していない。

しかし、東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時であっても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、市役所自体が被災し、制約が伴う状況下であっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要である。

また、市は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているところであるが、これらの業務の中には、災害時であっても継続が求められる業務が含まれている。しかしながら、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅するものではない。

業務継続計画が必要となるもう一つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制を検討しておくことにある。

すなわち、業務継続計画は、地域防災計画を補完するものであり、業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると以下ようになる。

表 地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源の制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は、必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は、必ずしも定める必要はない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

## 2. 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、より多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

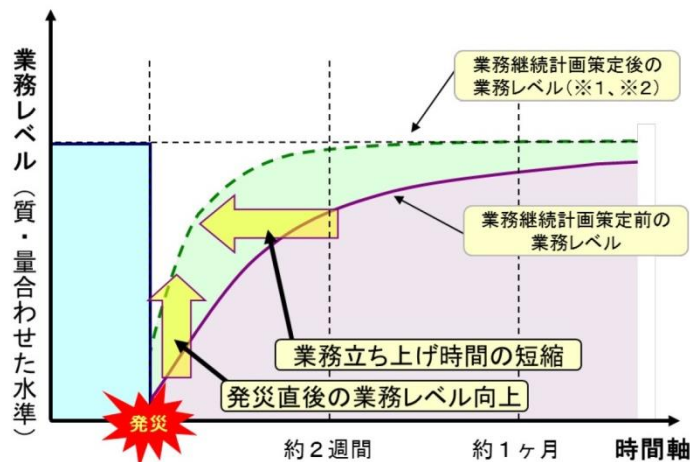


図 業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ

(大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き・平成28年2月 内閣府)

※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

## 第2章 業務継続計画

### 1. 業務継続計画の基本方針と対象組織

#### (1) 業務継続の基本方針

日向市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、大規模災害発生時における本市の業務執行の基本方針を次のとおりとする。

○ 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）

大規模災害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

○ 非常時優先業務を実施するための体制を確立する

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

○ 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する

人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

#### (2) 対象組織

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ・ 市長部局
- ・ 各種委員会事務局（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）
- ・ 議会事務局
- ・ 監査委員事務局

#### (3) 計画の発動

災害対策本部長（市長：以下「本部長」という。）は、災害対策本部（特別非常配備）の設置と同時に、または本部長が必要と認めた場合に本計画の発動を宣言する。

### 2. 被害状況

#### (1) 想定する危機事象

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。このため、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題としてとらえ、防災・減災対策を推進する。

南海トラフ巨大地震津波（東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への地震域の拡大：平成24年8月29日に内閣府が公表した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑩））を用いて、県が独自に解析した地震動及び津波浸水の想定結果）では、本市において最大震度7、最大津波高15mが想定されている。

## (2) 地域の被害状況

想定地震・津波に対する本市全体の被害想定結果「宮崎県地震津波被害想定調査報告書（平成25年度）」と被害の概況は、次表のとおりである。

表 日向市における被害の概要

項目		被害想定結果	本市の被害の概況 (復旧予想)
建物被害	建物棟数	27,000 棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の建物のうち、約 13,000 棟 (48.1%) が全壊し、約 11,000 棟 (40.7%) が半壊する。</li> <li>低地部を中心に、震度 6 強の揺れが発生するため、多くの建物被害が発生するとみられる。</li> </ul>
	うち木造	19,900 棟 (73.7%)	
	全壊棟数	13,000 棟 (48.1%)	
	半壊棟数	11,000 棟 (40.7%)	
人的被害	死者数	15,000 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後、市中心部周辺は、交通渋滞の発生が想定され、避難の遅れが懸念される。</li> <li>多数の負傷者や避難者が発生するとみられる。</li> </ul>
	負傷者数	3,300 人	
	避難者数	33,000 人	
	要救助者数	3,300 人	
道路被害	津波浸水被害 約 70 カ所 津波浸水域外被害 約 40 カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度 7 のエリアを中心に通行障害が発生する可能性がある（自動車による参集はできない）。</li> <li>山間部や沿岸部の道路が通行困難になり、孤立地域が発生するおそれがある。</li> </ul>	
鉄道被害	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後、長期にわたり利用困難となることが想定される。</li> </ul>	
港湾施設被害	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後、長期にわたり利用困難となる可能性がある。</li> </ul>	
ライフライン被害	電力	停電 31,000 軒	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所で停電が発生する。中心部では、信号機能停止に伴う交通渋滞により避難の遅れが懸念される。</li> <li>広域災害のため、停電が 1 カ月以上続く可能性がある。</li> </ul>
	L P ガス	供給停止 — 戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>L P ガスの流失に伴う津波火災の危険が懸念される。</li> </ul>
	上水道	断水 62,000 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所で被害発生。</li> </ul>
	下水道	機能支障 37,000 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理場の機能停止が想定される。沿岸部での復旧は長期化する可能性が高い。</li> </ul>
	電話	19,000 回線 (98%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>回線の輻輳が、1 カ月程度続く可能性がある。</li> </ul>
長期的住機能支障	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅建設用地の確保に課題がある。</li> </ul>	
仮設トイレ需要量	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ供給体制に課題がある。</li> </ul>	
震災廃棄物	約 180～約 250 万トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別処理に課題がある。</li> </ul>	

### (3) 本庁舎等（対象施設）及びその周辺の被害状況

市の業務が、外部条件によって受ける制約をさらに把握することなどを目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

本庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

表 本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	○本庁舎、支所及び消防本部所在地の予想震度は、震度7と想定される。 ○震度7の場合、各支所は倒壊の恐れがあることから、代替施設の選定が必要となる。
執務空間	○本庁舎は、執務室内は書棚の書籍が落下し、固定されていないオフィスの什器の転倒・落下、ガラスの破損・飛散が発生。（※津波被害がない場合でも、執務室の使用再開には少なくとも数日間の復旧作業が必要となる。）
電力	○商用電力は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定される。 ○本庁舎付近では、津波による甚大な被害が想定されるため、長期にわたり電源供給はないと想定される。 ○本庁舎は、非常用発電機及び燃料貯蔵庫の設置により、発災後7日間は電源供給が可能となっている。
電話	○一般の電話・FAXは、輻輳により少なくとも数日間はずなかりにくい状況が継続する。
県防災通信システム	○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性がある。
情報システム	○本庁舎は、非常用発電機により情報システムを継続して利用できるが、支所等の出先機関では情報システムが使用できず、電力が回復する12時間以降に順次復旧する。 ○ネットワーク機器の破損及び庁内のLANケーブルや外部の光ケーブル等の断裂等により利用不能となる可能性がある。
エレベーター	○エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はない。 ○本庁舎は、非常用発電機により、西側エレベーターのみ使用が可能となっている。
空調	○停電時には、空調機器は使用不可となる。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はない。
上水道	○上水道は、発災後長期にわたり供給がないと想定される。 ○本庁舎は、飲料水の備蓄により、発災後3日間は供給が可能となっている。
水洗トイレ	○停電・断水時は、利用できなくなる。 ○本庁舎は、非常用発電機の設置及び雑用水の備蓄により、利用できる。ただし、



	下水道施設が被災している場合、緊急排水槽へ切り替えることで庁舎北側トイレのみが利用できる。
職員	○平日昼間：各支所等、耐震性のない庁舎内の職員は負傷の可能性がある。 ○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出る。

### 3. 非常時優先業務

大規模災害時における人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならない。

一方、市民生活にかかわる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重要な課題である。

このため、発災後、いつまでに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

#### (1) 非常時優先業務の対象期間

「非常時優先業務の対象期間」は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境がおおむね整って通常業務への移行が確立され则认为られるまでの期間であることから、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して1カ月程度までとする。

#### (2) 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時においても市民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

##### ア 災害応急対策業務

地域防災計画では市、県、国及び関係機関等が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「日向市地域防災計画」で市が担当する業務のうち、「応急対策計画」で挙げられている業務のすべてと、「復旧・復興計画」で挙げられている業務の一部とする。

##### イ 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

### (3) 非常時優先業務の選定

#### ア 選定手順

非常時優先業務の選定は、以下のとおり行う。

- (ア) 「非常時優先業務」は発災後、遅くとも1カ月以内に着手しなければならない、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- (イ) 災害応急対策業務に係る内容については、「日向市地域防災計画」に掲げる所掌事務を基本として、大規模災害発生時に生じるとされる具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- (ウ) 継続通常業務に係る内容については、「日向市行政組織規則」をはじめ、各部署における所掌事務に基づき、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

表 業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に行う業務</li> <li>・地域防災計画「災害応急対策計画」における業務</li> <li>・地域防災計画「災害復旧・復興計画」で掲げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務</li> <li>(例) 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給・市税等の減免 など</li> </ul>
	継続通常業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務</li> <li>・市民の生命・身体・財産を守る業務</li> <li>・市の意思決定に必要な業務</li> <li>・その他、休止することができない業務</li> <li>(例) 死亡届・出生届等の戸籍受付、議会に関する業務 など</li> </ul>
停止・休止業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常業務のうち、停止・休止する業務</li> <li>・一定期間（1カ月超）先送りすることが可能な業務</li> <li>・災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務</li> <li>(例) 職員研修、地域懇談会 など</li> </ul>

(エ) 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては、以下の点に留意する。

- ① 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
- ② 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から設定する。

(オ) 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模災害が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に災害が発生した場合における運用も視野に入れる。

(4) 対象業務及び開始・再開時期

業務開始目標時間別の業務の整理基準は、次表のとおりとする。

表 業務開始目標時間別の業務の整理基準表（例）

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び家族の安全確保</li> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・救助・救急の開始</li> <li>・避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等）</li> <li>②被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> <li>③発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）</li> <li>④救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）</li> <li>⑤避難所の開設、運営業務</li> <li>⑥組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等）</li> </ul>
1 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>・避難生活支援の開始</li> <li>・重大な行事の手續</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）</li> <li>②市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）</li> <li>③衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等）</li> <li>④災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）</li> <li>⑤遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）</li> <li>⑥避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）</li> <li>⑦社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</li> </ul>
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援の開始</li> <li>・他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）</li> <li>②災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）</li> <li>③業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>
2 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>・窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）</li> <li>②産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）</li> <li>③教育再開に係る業務</li> <li>④金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）</li> <li>⑤窓口業務（届出受理、証明書発行等）</li> </ul>
1 カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①その他の業務</li> </ul>

※大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き・平成 28 年 2 月 内閣府

#### (5) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の詳細については、資料編を参照

### 4. 非常時優先業務の実施体制

#### (1) 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

##### ア 実施体制

非常時優先業務の実施体制は、市地域防災計画において定められた災害対策本部組織編成表に基づくものとする。

##### イ 指揮命令系統

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない、参集に時間を要するなどの理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるよう、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

##### (ア) 指揮命令系統の確立方法

- ① 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- ② 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。
- ③ 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

#### (2) 職務代行

市長は、災害対策本部長であるため、「日向市地域防災計画」の規定に基づき、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「日向市事務決裁規程(平成18年2月24日訓令(甲)第22号)」などの各執行機関が定めたものを準用する(通常業務における市長の職務代理者の順位は、地方自治法第152条及び日向市長の職務代理者を定める規則による)。

##### ア 市長(副市長)の職務代理順位(地域防災計画)

	第1順位	第2順位
市長	副市長、教育長	総務部長

##### イ 課長以上の権限委任順位

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
市長の権限に属する事務	部長	主管の課長	課長補佐(課長補佐を置かない課は主務の係長)
	課長	課の事務を統括する課長補佐	当該事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない課は主務の係長)

会計管理者の権限に 属する事務	会計管理者	会計課長	会計課長補佐
	会計課長	会計課長補佐	出納係長
福祉事務所長の権限 に属する事務	福祉事務所長	主管の課長	
	課長	課の事務を統括する課 長補佐	課長補佐（課長補佐を置 かない課は主務の係長）

※日向市事務決裁規程（平成 18 年 2 月 24 日訓令（甲）第 22 号）

また、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じ各部において、以下の検討を行うものとする。

#### ウ 各部検討事項

- （ア）権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- （イ）代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設定する。
- （ウ）責任者が有するすべての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- （エ）同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

### （3）職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するための体制確立の前提として、あらかじめ参集要員に指名された職員は、発災後速やかに決められた場所に参集する必要がある。本市においては、市地域防災計画において災害の区分ごとに参集基準を定めている。

### （4）緊急連絡先

大規模な災害が発生した場合、参集や安否確認等のほか非常時優先業務を実施するうえで、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要になる。このため、市地域防災計画においては、資料編において基本的な緊急連絡先を掲載しているところであるが、各部署においてもそれぞれ必要となる緊急連絡先等を整理しておくものとする。

ただし、その際、個人情報等が記載された資料は、別葉として保存するなどあらかじめ取り扱いを検討しておくものとする。

## 5. 必要資源に関する分析と対策

### （1）必要資源の確保状況の確認と対策

#### ア 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確保は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。

勤務時間外に発災した場合は、参集する職員は着手できる業務の決定上の重要な要素となるた

め、各班（部）においては、常に勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

参集想定に当たっては、次表の「参集予測の考え方」に基づき算出する。

表 参集予測の考え方

地震発生より 1時間後の参集	2 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	出発までのリードタイム、夜間の停電による視界不良、路上障害物の回避等を考慮して、毎時2 k mの速さの連続歩行で参集すると想定。しかし、本人及び家族の死傷など、被災のため職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事することにより参集が遅れる。
地震発生より 3時間後の参集	6 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	毎時2 k mの速さの連続歩行で参集すると考え、6 k m圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷など、被災のため職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事することにより参集が遅れる。
地震発生より 12時間後の参集	20 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	20 k mを超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 k m圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷など、被災のため職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事することにより参集が遅れる。
地震発生より 1～3日後の参集	20 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	12時間後の参集予測と同じ考え方となる。
地震発生より 3日～1カ月後の 参集	全職員の9割が参集可能
	地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 k mを超える職員も徐々に参集可能。  1カ月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。 3日後から1カ月後の間は、その間を直線補完して参集可能人数を計算。

※「国土交通省業務継続計画」（平成19年）等を参考

表 日向市災害対策本部の各部・班の時期別参集人数

部 名	班 名	班人数	1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1カ月 以内
総合政策対策部	情報班	29	8	12	15	15	15	20	26
		100.0%	27.6%	41.4%	51.7%	51.7%	51.7%	69.0%	89.7%
総務対策部	本部班	12	4	6	6	6	6	8	10
		100.0%	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	83.3%
	総務班	13	2	6	7	7	7	9	11
		100.0%	15.4%	46.2%	53.8%	53.8%	53.8%	69.2%	84.6%
	人事班	8	0	3	4	4	4	5	7
		100.0%	0.0%	37.5%	50.0%	50.0%	50.0%	62.5%	87.5%
財政班	14	3	6	6	6	6	9	12	
	100.0%	21.4%	42.9%	42.9%	42.9%	42.9%	64.3%	85.7%	
出納班	5	1	2	3	3	3	3	4	
	100.0%	20.0%	40.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	80.0%	
健康福祉対策部	福祉救護班	41	11	18	21	21	21	28	36
		100.0%	26.8%	43.9%	51.2%	51.2%	51.2%	68.3%	87.8%
	こども対策班	31	3	12	16	16	16	21	27
		100.0%	9.7%	38.7%	51.6%	51.6%	51.6%	67.7%	87.1%
医療防疫班	32	4	8	18	18	18	23	28	
	100.0%	12.5%	25.0%	56.3%	56.3%	56.3%	71.9%	87.5%	
産業経済対策部	農業畜産班	23	5	9	12	12	12	16	20
		100.0%	21.7%	39.1%	52.2%	52.2%	52.2%	69.6%	87.0%
	林業水産班	13	1	1	7	7	7	9	11
		100.0%	7.7%	7.7%	53.8%	53.8%	53.8%	69.2%	84.6%
商工観光班	21	4	11	12	12	12	15	18	
	100.0%	19.0%	52.4%	57.1%	57.1%	57.1%	71.4%	85.7%	
市民環境対策部	税務班	45	9	20	24	24	24	32	40
		100.0%	20.0%	44.4%	53.3%	53.3%	53.3%	71.7%	88.9%
	生活相談班	18	4	8	10	10	10	13	16
		100.0%	22.2%	44.4%	55.6%	55.6%	55.6%	72.2%	88.9%
環境保全班	32	0	12	17	17	17	22	28	
	100.0%	0.0%	37.5%	53.1%	53.1%	53.1%	68.8%	87.5%	
上下水道対策部	水道班	16	4	7	9	9	9	11	14
		100.0%	25.0%	43.8%	56.3%	56.3%	56.3%	68.8%	87.5%
	下水道班	12	4	6	7	7	7	8	10
		100.0%	33.3%	50.0%	58.3%	58.3%	58.3%	66.7%	83.3%
建設対策部	土木班 1	15	3	7	8	8	8	10	13
		100.0%	20.0%	46.7%	53.3%	53.3%	53.3%	66.7%	86.7%
	土木班 2	23	7	10	13	13	13	16	20
		100.0%	30.4%	43.5%	56.5%	56.5%	56.5%	69.6%	87.0%
建築班	14	3	5	6	6	6	9	12	
	100.0%	21.4%	35.7%	42.9%	42.9%	42.9%	64.3%	85.7%	
教育対策部	学校教育班	37	6	18	21	21	21	27	33
		100.0%	16.2%	48.6%	56.8%	56.8%	56.8%	73.0%	89.2%
	生涯学習班	15	3	6	8	8	8	10	13
		100.0%	20.0%	40.0%	53.3%	53.3%	53.3%	66.7%	86.7%
消防対策部	消防本部班 消防署班 消防団班	81	27	42	48	48	48	60	72
		100.0%	33.3%	51.9%	59.3%	59.3%	59.3%	74.1%	88.9%
		4	0	0	2	2	2	2	3
東郷対策部	地域振興班	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	75.0%
細島支部	細島支所	3	0	1	1	1	1	1	2
100.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	
岩脇支部	岩脇支所	2	0	0	1	1	1	1	1
100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
美々津支部	美々津支所	2	0	0	1	1	1	1	1
		100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

※平成 29 年 3 月実施の実態調査（自宅から勤務場所までの距離）から得た人数・距離により、前表の「参集予測の考え方」をもとに参集可能人数を計算した。

## イ 職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、以下の対策を行う。

### (ア) 非常時優先業務の更なる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、災害が休日・夜間に発生した場合においては、あらかじめ割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとする、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において初動期の休日・夜間については、非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

### (イ) 各部を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、部内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部からの要請に基づき本部事務局で調整し、各部を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時に優先される継続通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について、職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

### (ウ) 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、災害が休日・夜間に発生した場合、各職員は携帯メール等により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長及び防災推進課（職員安否確認・参集システム）に行うものとする。報告する内容は、主に次のとおりとする。

- ① 本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合はけがの程度。入院の場合は入院先）
- ② 家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ③ 参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
- ④ 周辺の被害状況：自ら確認した被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。

安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡をとり続けるものとする。

## (2) 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、さまざまな資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する災害が発生した際には、どの程度利用可能であるかを確認する。その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強・代替手段等を検討していくこととする。

### ア 庁舎等の安全性の確保

#### (ア) 耐震化の状況

本庁舎は、平成30年4月に建設され、基礎免震構造により耐震性を備えた安全な庁舎となっている。

#### (イ) 耐浪化の状況

本庁舎は、海岸沿いに位置しないが、津波浸水想定域内に位置することから建て替えの際に敷地の嵩上げを行っている。



津波浸水想定域内に位置する公共施設については、その浸水深に応じた津波対策等を図る必要がある。

(ウ) 今後の対策

公共施設においては、耐震補強の検討を行うなど、災害に強い施設整備を図る必要がある。

また、想定災害とした南海トラフ巨大地震津波の発生時には、周辺道路状況などから本庁舎での業務遂行は困難となることも想定される。

このため、現庁舎が使用できない場合は、耐震性が確保されている公共施設（消防本部、教育別館、中央・南日向・日知屋・大王谷・東郷の各公民館）の状況を確認しながら活用することとしている。

イ ライフライン設備等の確保

災害発生直後は、必要最小限のライフラインの確保に努め、その後、正常な運営に向けた応急・復旧作業を実施していくこととなる。

本庁舎における電力・電話・無線・システム等のライフライン設備等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

表 ライフライン設備等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現 状	対応策等
電 力	1. 非常用発電機		
	(1)発電機について	○【本庁舎】 200kVA ディーゼル発電装置 1 台 燃料消費量 55.5L/h 連続運転時間 168 h 以上 【防災無線設備】 5kVA ディーゼル発電装置 1 台 連続運転時間 4k w出力時 24 h 以上 燃料タンク 50 ㍗	
	(2)設置場所	○本庁舎屋上に設置 揺れによる転倒の可能性：無	
	(3)発電機の起動方法	○自動起動 商用電源停止してから 4 0 秒以内に自動起動する。	
	(4)燃料確保の体制	○【本庁舎】 本庁舎屋上に燃料貯蔵庫 特 A 重油 12,000㍗ 【防災無線設備】 災害対策本部予備室内 DPS 内 軽油 10㍗缶 = 1 缶、20㍗缶 = 1 缶	

	(5)庁内での電力分配 (非常用発電機活用時)	○各階に発電機回路コンセントを設置している。災害対策本部室、予備室、無線室は全て発電機回路コンセントとなっている。	
電話	1. 電話の現状 (一般回線以外)  2. IPサーバ (1)利用不可能の可能性  (2)転倒防止対策 (3)故障時の復旧方法 3. 代替通信手段の確保状況	○災害時優先電話 1 1回線 光回線 2回線 IP電話 5経路 (拠点間) 本庁舎 ⇄ 第一別館 本庁舎 ⇄ 消防署 (南分遣所、東郷分遣所) 本庁舎 ⇄ 東郷総合支所 本庁舎 ⇄ 環境政策課 本庁舎 ⇄ 給食センター  ○電力がないと使用できなくなる (IP電話のため)。  ○アンカーで固定している。 ○保守契約による。 ○IPとは別で、光ケーブルと同軸通信を確保している。	<b>【現時点での対応策】</b>  ○携帯メールへの一斉配信システム導入 (安否確認を含む)  ○衛星携帯電話の導入 ○代替通信手段確保の検討
県防災通信システム等	1. 電話の現状 (1)専用の回線 (2)設置場所 2. 故障時の対応 (1)故障防止対策の実施状況  (2)故障時の復旧方法	○地上系 (MCA) 県防災電話、IP電話機各 1 台が設置されている。 ○防災推進課執務室に設置  ○津波浸水の可能性及び揺れによる転倒の可能性はない。 ○委託業者により点検を行っている (県発注)。 ○県が委託している保守業者により対応する。	<b>【現状での課題】</b> ○県防災電話は、H27 年度にデジタル回線及び IP回線の 2回線に改修した。 災害対策本部室からの通話環境確保 ○移動系防災行政無線については、H28 年度に IP無線に変更した。 <b>【現時点での対応策】</b> ○衛星携帯電話 2 台を整備している。

<p>情報システム</p>	<p>1. サーバ等の設置状況</p> <p>(1)サーバ等の設置場所</p> <p>(2)施設条件</p> <p>(3)転倒・転落防止対策</p>	<p>○本庁舎4階電算室及び旭化成ネットワークス(延岡市)に設置されている。システムによって、使用するサーバが異なる。</p> <p>本庁舎サーバの予備サーバはない。</p> <p>○施設の耐震性</p> <p>本庁舎：有 旭化成：有</p> <p>津波浸水の危険性</p> <p>本庁舎：浸水区域ではあるが、サーバの設置場所までは影響なし。</p> <p>旭化成：浸水区域であるが、浸水対策済みである。</p> <p>○ネットワーク通信機器は、アンカーで固定されている。</p> <p>○サーバラック及びラック内のサーバ類は、ボルトで固定されている。</p> <p>○それ以外については、対策を行っていない。</p> <p>○サーバについては、非常用発電機により高い確率で稼働可能。</p> <p>商用電源停止から非常用発電機への移行時間もUPSで稼働可能である。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、庁舎内ネットワーク機器が故障したときは、当該サーバへ接続できず、システムの利用ができない。</p> <p>○旭化成ネットワークスに設置したサーバについては、旭化成グループの発電機能の計10カ所からの電力供給が可能であるため、高い確率でサーバの稼働が可能である。</p> <p>ただし、旭化成ネットワークスと本庁舎を結ぶ光ケーブルが断線した場合は、利用できない。</p> <p>主：ケーブルメディアワイワイ光ケーブル 副：MJH21 光回線</p>	<p>【現状での課題】</p> <p>○現在のシステムは、サーバ等の機器だけが稼働していても、当該サーバへ正常に通信ができなければ利用できない。通信障害が発生したときは、機器の故障、通信経路の断線、当該経路間での電力の供給状況等原因が多岐にわたり、それらの原因を一つずつ取り除かなければならず、復旧に時間がかかる。</p> <p>また、特に通信経路での断線が発生したときは、通信線である光ケーブルの特質から専門業者により、専門知識及び専用機材がなければ修復できない。災害により当市の通信線の断線が発生したような場合は、NTT等の他通信事業者の回線も断線している可能性が高く、一時的に復旧に当たる市内業者の作業キャパシティを超える事態が想定され、復旧により多くの時間がかかることが課題となる。</p>
<p>情報システム</p>	<p>2. 利用不能の可能性</p>	<p>○予備サーバ又は全面的なデータバックアップができる環境の整備の検討</p>	<p>予備サーバ又は全面的なデータバックアップができる環境の整備の検討</p>

情報システム	<p>3. 停電時の対応 (非常発電機の有無)</p>	<p>○発電機 本庁舎：有 旭化成：無 ただし、旭化成グループの発電機能の計10カ所からの電力供給が可能であるため、高い確率でサーバの稼働が可能である。</p> <p>○稼働時間 本庁舎：UPS稼働 2時間程度 非常用発電機稼働 7日間 旭化成：発電機能を有する施設10カ所からの電力供給が継続できる状態であれば、連続稼働が可能</p> <p>○燃料の備蓄 有り</p>	<p><b>【現時点での対応策】</b></p> <p>○非常用発電機により継続稼働できるため、主要機器類は非常用発電機の供給が得られるように設置する必要がある。</p>
	<p>4. 重要データのバックアップ状況</p>	<p>○住民情報に関する重要データのバックアップ保管場所を確保している。</p>	<p>○住民情報に関する重要データについては、県外データセンターにバックアップデータを保管しているため、二重被災を防止できる。</p>
	<p>(1)バックアップ保管場所 (2)バックアップデータによる再起動作業の所要時間</p>	<p>○本庁舎内のサーバについては、故障がなければ非常用発電機により継続稼働できる。</p> <p>○サーバが完全に使用不可の場合は、新たにサーバ調達後、セットアップ、データ復旧を行うため、復旧までに最短でも30日必要となる。</p>	<p>○本庁舎及び旭化成ネットワークスまでの通信線においては、ケーブルメディアワイワイの光ケーブルに加え、MJH21の光回線を契約し複線化しているため、一部機能は正常に稼働できる。</p>
	<p>5. 機材・ネットワーク故障時の対応（故障時の復旧方法）</p>	<p>○ネットワーク機器の故障については、市のネットワーク保守業者が発災直後から順次参集し、復旧作業を行う。</p> <p>○通信用光ケーブルの断線が発生したときは、本庁舎から旭化成ネットワークスまでの経路を優先度の高い通信線とし、業者に依頼して順次復旧作業を行う。</p>	<p>○本庁舎及び旭化成ネットワークスまでの通信線においては、ケーブルメディアワイワイの光ケーブルに加え、MJH21の光回線を契約し複線化しているため、一部機能は正常に稼働できる。</p>
	<p>6. パソコン・OA機器等の利用可能性</p>	<p>○非常用コンセント 有り</p>	<p>○本庁舎及び旭化成ネットワークスまでの通信線においては、ケーブルメディアワイワイの光ケーブルに加え、MJH21の光回線を契約し複線化しているため、一部機能は正常に稼働できる。</p>
	<p>(1)パソコン・OA機器</p>	<p>○非常用コンセント 有り ノートPCにおいては、内部バッテリーにより数時間は稼働可能</p>	<p>○本庁舎及び旭化成ネットワークスまでの通信線においては、ケーブルメディアワイワイの光ケーブルに加え、MJH21の光回線を契約し複線化しているため、一部機能は正常に稼働できる。</p>

情報システム	<p>(2)庁内メール</p> <p>(3)インターネットメール</p> <p>(4)ホームページ</p> <p>(5)ケーブルテレビ</p>	<p>○庁舎内及び旭化成ネットワークスから本庁舎までの通信線の断線が発生しておらず、本庁舎内ネットワーク機器に電力が確保され、正常に稼働していれば利用可能</p> <p>○庁内メールの条件に加え、M J H21 から I S P (Internet Service Provider) までの通信線の断線が発生しておらず、I S P の通信機器が正常に稼働しているときは使用可能</p> <p>○サーバの設置場所は、地震津波による被災の影響が小さいので、電力が供給されていれば、アクセスできる可能性は高い。本庁舎からのアクセスは、電力が確保されていれば、通信線の断線が発生しても無線通信、携帯電話等での閲覧が可能である。</p> <p>○本庁舎の電力が確保され、ケーブルテレビの断線が発生していなければ可能</p>	
エレベータ	<p>1. 被災・停電時の運用 (利用可能性)</p> <p>2. 停電時の対応</p> <p>(1)閉じ込め等発生時の対応</p> <p>(2)停電時のエレベーターの方式</p> <p>(3)故障時の復旧方法</p> <p>(4)災害時技術者派遣協定等の締結</p> <p>(5)故障防止対策の実施状況</p>	<p>○西側エレベーターは、非常用発電機の供給対象となっているが、安全点検完了まで利用不可</p> <p>○救出作業マニュアルを整備している。</p> <p>○地震の揺れを感知した時点で、最寄り階に停止する。 すぐに電力供給が止まった場合においてもUPSで最寄り階に停止する。</p> <p>○保守業者にて対応する。</p> <p>○協定は締結していない。</p> <p>○未検討である。</p>	<p>【現時点での対応策】</p> <p>○エレベーターの運転再開は、保守業者による安全確認後となり、早期の使用再開のための対策が必要。また、閉じ込めが発生する可能性があるため、保守業者との非常時の連絡体制を整備している。</p>
空調	<p>1. 被災・停電時の運用</p> <p>(1)利用可能性</p>	<p>○警備寝室、防災無線室、災害対策本部室、予備室、ロビー202、電話交換室、放送室、秘書室、集中管理書庫、電話交換機室、サー</p>	<p>【現時点での対応策】</p> <p>○空調の運転再開は、商用電源復旧後に運転再開し、運転状態の確認</p>

	<p>(2)依存する資源（ガス（中圧・低圧）、上水道、非常用発電機等）</p> <p>2. 停電時の対応</p> <p>(1)故障時の復旧方法</p> <p>(2)災害時技術者派遣協定等の締結</p> <p>(3)空調停止時に影響を受けるスペース</p> <p>(4)故障防止対策の実施状況</p>	<p>バー室、SE 作業室を除き商用電源回復まで全面利用不可</p> <p>○A重油、上水</p> <p>○特になし</p> <p>○協定は締結していない。</p> <p>○サーバー室・SE 作業室・電話交換機室・防災無線室</p> <p>○なし</p>	<p>を保守業者に依頼する。</p>
--	---	---	--------------------

ウ 業務遂行のために必要な物資等の確保

大規模災害発生直後から非常時優先業務の遂行のため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。

本庁舎における執務環境、職員用の飲料水・食料、毛布、水洗トイレ、消耗品等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

表 業務遂行のために必要な物資等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
執務環境	1. 什器等の転倒防止対策・書架等の扉開放防止対策・ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況	○各防止対策は、未実施の部署がほとんどである。	<p>【現時点での対応策】</p> <p>○各防止対策及び什器等の配置換えの検討（転倒防止器具の設置など）</p>
職員用の飲料水・食料、毛布等	<p>1. 飲食料品の備蓄</p> <p>(1)食料</p> <p>(2)飲料水</p> <p>(3)職員数×3日分（1日2食、水2ℓ）の備蓄</p> <p>2. 寝具等</p>	<p>○なし</p> <p>○なし</p> <p>○なし</p> <p>○なし</p>	<p>【現状での課題】</p> <p>○職員用の食料等の備蓄の推進が必要</p> <p>【現時点での対応策】</p> <p>○備蓄計画に基づく食料等の備蓄を検討</p>

水 洗 ト イ レ	<p>1. 停電、断水時のトイレ 利用可能性</p> <p>(1)利用可能性</p> <p>(2)水の供給状況</p> <p>(3)貯水槽の水の多用途へ の配分検討</p> <p>(4)下水排水の方式</p> <p>2. 本庁舎の代替トイレ等 の確保状況</p> <p>(1)簡易トイレの備蓄</p> <p>(2)携帯トイレの備蓄</p>	<p>○下水道施設が被災している 場合、緊急排水槽（75 m<sup>3</sup>）に 切り替えることで、北側トイ レのみ利用できる。</p> <p>○雑用水の備蓄により、7日間 利用できる。</p> <p>○飲用水と雑用水を別々に貯 水している。</p> <p>○自然流下式 （公共下水）</p> <p>○有り</p> <p>○有り</p>	
消 耗 品 等	<p>1. コピー用紙、トナー</p> <p>(1)印刷用紙の確保状況</p> <p>(2)トナーの確保状況</p> <p>2. トイレットペーパーの 確保状況</p>	<p>○平常時、月平均A4用紙150 箱、A3用紙5箱購入。災害 時用の確保は行っていない。</p> <p>○複合機トナーは、保守契約の 範囲のみ。予備保管は各コピ ー機に1～2個。プリンタト ナーは、各機種2～3個ほど 常時確保。</p> <p>○通常1カ月分を保持（300～ 700個）</p>	<p><b>【現状での課題】</b></p> <p>○入札で業者が決まるため、 ストックが難しい。</p> <p><b>【現時点での対応策】</b></p> <p>○在庫資源の主要箇所への集 中</p> <p>○市内業者からの調達確保</p>

## 6. 緊急時の対応手順（行動計画）

大規模な災害が発生し、非常時優先業務を的確に実施していくためには、あらかじめ緊急時の対応手順（行動計画）を作成しておくことが望ましい。特に、初動段階で実施すべき事項については、その場で手順を考えているのでは間に合わないので、詳細にリストアップし、時系列に応じて整理しておくことが重要である。

このため、本市では、各課（かい）において当該業務継続計画との整合性が図られた災害対応マニュアルを作成することとする。

なお、災害対応マニュアルの作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 各業務が、時系列に整合的に実施可能であるか
- 各業務に必要な責任者や人材が重複していないか
- 電力、通信その他の資源の配分が組織全体の災害等の際の資源制約を考慮しているか など

#### 7. 業務継続に伴う支援の受入体制等のついて

大規模災害時には、短時間に膨大な非常時優先業務が発生するため、初期段階だけでなく長期的にも人員が不足することが考えられる。

このことから、支援の受入体制等を具体的に定めた「日向市大規模災害時受援計画」に基づき、行政機関や民間企業等からの人的、物的支援を円滑に受け入れ、迅速かつ的確な災害応急対策や被災者支援等の業務を行うこととする。



## 第3章 業務継続計画の継続的な改善

### 1. 教育・訓練等

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日ごろから全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

#### (1) 訓練（計画的に実施）

- ア 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
- イ 連絡訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- ウ 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- エ 図上訓練：業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
- オ 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

### 2. 点検・是正

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初から完全な計画及び体制となるものではない。発災時、実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改定・見直しを行っていくものとする。